

秋の火災予防運動を実施



実施期間

11月9日(水)から11月15日(火)まで

平成28年度 全国統一防火標語

『消しましょう その火その時 その場所で』

空気が乾燥し、火災の起こりやすい季節を迎えます。そこで、住民の皆さんの防火に対する意識を高めてもらうことを目的に、“秋の火災予防運動”を実施します。

火災はちょっとした不注意から発生し、大切なものを奪います。この機会に家族や地域で、身の回りの防火について話し合い、火災が起こらない環境づくりをしましょう。

■住宅防火について(いのちを守る7つのポイント)

ー 3つの習慣・4つの対策ー

【3つの習慣】

- ▽寝たばこは、絶対にやめましょう。
- ▽ストーブは、燃えやすい物から離れた位置で使用しましょう。
- ▽ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。

【4つの対策】

- ▽逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう。
- ▽寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐため、防災品を使用しましょう。
- ▽火災を小さいうちに消せるよう、住宅用消火器などを設置しましょう。
- ▽お年寄りや体の不自由な人を守るために、地域・隣近所で協力体制をつくりましょう。

■放火火災の防止対策について

知多中部消防管内では、放火火災(疑いを含む)が火災原因の第1位となっています。



■【主な放火火災防止対策】

- ▽敷地内や建物内に容易に侵入されないようにする。
- ▽家の周囲に燃えやすい物を置かない。
- ▽ごみは収集日の決められた時間帯に出す。
- ▽夜間は門灯、玄関灯などを点灯する。
- ▽地域、隣近所と気軽に声を掛け合う。

■住宅用火災警報器の維持管理について

住宅用火災警報器の設置が義務付けられていますが、維持管理が必要なのはご存じですか。

▽作動確認の方法について

ボタンを押す、またはひもを引いて作動を確認します。音が鳴らない場合は電池切れか機器本体の故障です。

▽機器本体の寿命について

住宅用火災警報器の本体は、10年を目安に交換しましょう。



■問い合わせ先

知多中部広域事務組合消防本部予防課

☎(21)1491

ホームページ

<http://www.cac-net.ne.jp/~chitachu/>